

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第77期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	ヤマハ発動機株式会社
【英訳名】	Yamaha Motor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 弘之
【本店の所在の場所】	静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538)32 1103
【事務連絡者氏名】	財務部長 石井 武夫
【最寄りの連絡場所】	ヤマハ発動機株式会社 東京事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ15階
【電話番号】	(03)5220 7200
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 齋藤 隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第76期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第77期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第76期
会計期間		自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高	(百万円)	309,898	318,597	1,294,131
経常利益	(百万円)	15,520	26,308	66,142
四半期(当期)純利益	(百万円)	7,511	13,446	18,300
純資産額	(百万円)	259,031	331,893	310,809
総資産額	(百万円)	1,033,310	1,035,252	978,343
1株当たり純資産額	(円)	778.63	851.00	785.61
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	26.28	38.52	55.50
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	26.28	38.51	55.50
自己資本比率	(%)	21.5	28.7	28.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,062	3,078	104,531
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,802	13,469	37,632
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,730	9,786	5,296
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	154,695	198,471	203,878
従業員数	(人)	49,831	52,714	52,184

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高に消費税等は含まれていません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

（二輪車）

連結子会社である東洋精器(株)は、同じく連結子会社のベスク(株)を吸収合併し、商号を東洋ベスク(株)に変更しました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社である東洋精器(株)は、同じく連結子会社のベスク(株)を吸収合併し、商号を東洋ベスク(株)に変更しました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	52,714 (14,109)
---------	--------------------

（注） 従業員数は就業人員数（当社及び当社連結子会社から連結の範囲外への出向者を除く。）です。臨時従業員数（雇用契約が1年未満の直接契約社員）は、当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員数を（ ）内に外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	10,216
---------	--------

（注） 従業員数は就業人員数（当社からの出向者を除く。）であり、臨時従業員数は総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	製品	台数(台)	前年同四半期比(%)
二輪車	二輪車	1,731,954	106.5
マリン	船外機	80,502	108.4
	ウォータービークル	9,668	113.8
	ボート、漁船・和船	2,070	102.4
特機	四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル	11,925	96.5
その他	電動アシスト自転車	57,414	104.0

(注) 1 前年同四半期比については、前年同四半期連結会計期間の生産実績を、当連結会計年度のセグメントに基づいて組み替えたうえで算定しています。

2 「マリン」、「特機」及び「その他」は、主要な製品について記載しています。

(2) 受注実績

当社グループは主に見込み生産をしています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
二輪車	219,730	99.8
マリン	50,636	117.9
特機	21,730	107.1
報告セグメント計	292,097	103.1
その他	26,499	99.8
合計	318,597	102.8

(注) 1 前年同四半期比については、前年同四半期連結会計期間の販売実績を、当連結会計年度のセグメントに基づいて組み替えたうえで算定しています。

2 セグメント間取引については相殺消去しています。

3 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありませんが、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、当四半期報告書提出日現在では部品の供給状況に応じた工場の操業を行っています。今後、部品供給の状況が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の経済環境は、北米では失業率に改善傾向が見られるなど景気は回復基調にあります。欧州ではユーロ圏周辺国での景気低迷が続き、回復は緩やかなものになっています。日本では3月11日に発生した東日本大震災の影響により、先行き不透明な状況となっています。一方、アジアを中心とする新興国では景気拡大傾向が続いていますが、物価上昇や金融引締め動きも見られます。

このような中、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、円高による為替換算影響などはありましたが、新興国での二輪車販売増加や、北米での船外機の需要回復による出荷増加などにより3,186億円（前年同期比2.8%増加）となりました。

利益面では、為替換算影響や成長戦略に係る開発費増加はあったものの、増収及び構造改革効果によるコスト削減などにより、営業利益は206億円（同114.6%増加）、経常利益は263億円（同69.5%増加）、四半期純利益は134億円（同79.0%増加）となりました。

セグメント別の概況

〔二輪車〕

米国市場では、需要が回復傾向にあり販売数量は前年同期並みとなったものの、欧州市場での販売は流通在庫適正化のための出荷調整により前年同期比減少しました。一方、中南米やアジアなどの新興国では引き続き販売が好調に推移しました。二輪車事業全体の売上高は、新興国での販売数量増加はあったものの為替換算影響などにより、前年同期並みの2,197億円（前年同期比0.2%減少）となりました。営業利益は新興国での販売増加や固定費削減効果などにより133億円（同11.9%増加）となりました。

〔マリン〕

北米での船外機やウォータースポーツの需要回復などにより、マリン事業全体の売上高は506億円（前年同期比17.9%増加）となりました。営業利益は為替換算による減益影響はありましたが、42億円（同248.1%増加）となりました。

〔特機〕

北米での四輪バギーの卸出荷が増加し、特機事業全体の売上高は217億円（前年同期比7.1%増加）となりました。営業利益は為替換算による減益影響はありましたが、経費の減少などにより、6億円（同58億円改善）となりました。

〔その他〕

サーフェスマウンターの売上高は前年同期比増加したものの、東日本大震災の影響による自動車用エンジンの出荷減少などにより、その他の事業の売上高は265億円（前年同期比0.2%減少）、営業利益は25億円（同50.0%増加）となりました。

なお、前年同期との比較は、前年同期の数値を当連結会計年度のセグメントに基づいて組み替えたものとしています。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、季節要因による流動資産の増加などにより総資産は前期末比569億円増加の1兆353億円となりました。また、株主資本が前期末比132億円増加し、純資産合計は同211億円増加の3,319億円、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は28.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの概況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは31億円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは135億円となったことで、フリー・キャッシュ・フローは165億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、98億円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当第1四半期連結会計期間において営業活動により使用した資金は、31億円（前年同期獲得した資金は91億円）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が255億円となったものの、売上債権が234億円増加したことやたな卸資産が47億円増加したことなどによります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当第1四半期連結会計期間において投資活動により使用した資金は、135億円（前年同期使用した資金は68億円）となりました。これは主に、インドネシアなどで固定資産を取得したことなどによります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当第1四半期連結会計期間において財務活動により獲得した資金は、98億円（前年同期獲得した資金は117億円）となりました。これは主に、短期借入金が増加したことなどによります。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の有利子負債は3,386億円、現金及び現金同等物は1,985億円となりました。なお、有利子負債には販売金融に関する借入金が、1,233億円含まれています。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリノ事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力も確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業 - 世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

(イ) 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

新中期経営計画(平成22年度から平成24年度まで)において、昨年より進めている構造改革をさらに加速させ、早期に収益体質を確立し、将来的な成長シナリオの実現に向け、次の重要課題に取組んでまいります。

(a) 先進国事業については、今後の需要をさらに厳しく想定し、目標とする損益分岐点生産台数をもう一段引き下げ、グローバル生産体制の再編、人員体制のスリム化により固定費の削減を行います。さらに、海外調達の拡大などにより調達コストを削減します。これらの改革に取組み、収益改善を進めます。

- (b) 成長が期待される新興国二輪車事業は、お客様のニーズに対応した商品力を強化し、需要拡大の見込まれるアジア市場に低価格で魅力ある商品を提供します。現地メーカーからの部品の調達の拡大を行い、さらなるコストダウンによる競争力向上で事業拡大を目指してまいります。
 - (c) 次世代環境技術の早期商品化に向けた取組みを推進します。二輪車・船外機の環境に配慮した低燃費エンジンの開発、電動二輪車の市場投入に向けた取組みに加え、需要の伸長が期待される電動アシスト自転車の海外展開を行います。
- (ロ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入するとともに、社外取締役を複数名選任し、経営の執行と監督の分離に取組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため、その任期を2年から1年に短縮いたしました。また、任意の委員会として常勤取締役及び社外取締役若干名からなる「役員人事委員会」を設置し、取締役・執行役員の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上を図っております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変革や役員退職慰労金の廃止を行いました。今後も、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保向上するための方策として、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- (イ) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議するものとし、その決議は、全委員の過半数により行うものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任されるものとします。
- (ロ) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記(二)(a)ないし(g)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとし、必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。)を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとし、「確認決議」とは、下記(ハ)に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいいます。

なお、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、当社は必要に応じて情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60営業日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針といたします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供要請期間を延長することができるものとし、当該延長期間も30営業日を上限とするものとします。
- (ハ) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとし、企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします(延長される場合には当該理由について開示いたします。)

- (二) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- (a) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- () 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - () 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - () 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - () 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為
 - () 特定買収行為を行う者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- (b) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- (c) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- (d) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- (e) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- (f) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると認められる条件による買収提案ではないこと
- (g) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- (ホ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- (ヘ) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとします。但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じた取締役会が認めた場合を含みます。)には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。なお、本新株予約権の強制取得の対価として、特定買収者等に対する現金交付は行わないものとします。

取締役会の判断及びその理由

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

- (イ) 本プランは、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会において株主の皆様の承認を受けております。
- (ロ) 当社取締役の任期は1年であり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
- (ハ) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない独立性が確保された当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について真摯に審議します。
そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。
- (ニ) 企業価値委員会は、上記 (二) (a) ないし (g) に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとされ、また、当該事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られています。
- (ホ) 株主総会におけるご承認の有効期間を第75期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該総会承認の授権の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記 (ロ) にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能であります。
- (ヘ) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家等関係者の理解を得るための要件)を全て充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、152億円となりました。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	349,757,784	349,757,784	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	349,757,784	349,757,784		

(注) 提出日現在発行数には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

ストックオプション

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第4回新株予約権（平成20年5月29日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	755個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	75,500株 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,205円 2
新株予約権の行使期間	平成22年6月13日から平成26年6月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格 2,740円 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの資本組入額 1,370円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は解任、解雇その他の新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	3

(注) 1 当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の権利行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる権利行使価額の調整を行うものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、下記(3)により定める新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数、再編成対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式又は新株予約権の目的となる株式の種類に相当する種類の株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前頁 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 2 で定められる権利行使価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

前頁の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

第5回新株予約権（平成21年5月29日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,120個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,207円 2
新株予約権の行使期間	平成23年6月16日から平成27年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格 1,587円 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの資本組入額 794円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は解任、解雇その他の新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	3

(注) 1 当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、下記(3)により定める新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数、再編成対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式又は新株予約権の目的となる株式の種類に相当する種類の株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前頁 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 2 で定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

前頁の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

第6回新株予約権（平成22年5月28日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	565個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	56,500株 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,396円 2
新株予約権の行使期間	平成24年6月15日から平成28年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格 1,861円 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの資本組入額 931円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は解任、解雇その他の新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	3

(注) 1 当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、下記(3)により定める新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数、再編成対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式又は新株予約権の目的となる株式の種類に相当する種類の株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前頁 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 2 で定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

前頁の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月24日	-	349,757,784	-	85,666	23,814	73,941

(注) 平成23年3月24日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、資本準備金23,814百万円、利益準備金3,775百万円を減少させ、それぞれその他資本剰余金と繰越利益剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金のうち23,565百万円を繰越利益剰余金に振替え、欠損を填補しました。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドから、平成23年2月4日付けで提出した大量保有報告書の変更報告書(No. 2)の写しの送付があり、平成23年1月31日現在で28,425,000株を保有している旨の報告を受けましたが、当第1四半期会計期間末の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができていません。

なお、当該報告書に記載の保有株式数及び平成23年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は以下のとおりです。

大量保有者	住所	保有株券等の数 (総数)(株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	9,173,700	2.62
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	19,251,300	5.50
計		28,425,000	8.13

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 623,200 （相互保有株式） 普通株式 89,600		単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 348,899,300	3,488,952	同上
単元未満株式	普通株式 145,684		同上
発行済株式総数	349,757,784		
総株主の議決権		3,488,952	

（注）1 「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式4,100株が含まれていますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権41個は含まれていません。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式11株及び相互保有株式が次のとおり含まれています。
 サクラ工業株式会社 59株、A.I.S株式会社 50株

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合 （％）
（自己保有株式） ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	623,200		623,200	0.18
（相互保有株式） サクラ工業株式会社	静岡県浜松市東区半田町 18番地	89,400		89,400	0.03
（相互保有株式） A.I.S株式会社	静岡県浜松市東区有玉西町 777番地の1	200		200	0.00
計		712,800		712,800	0.20

（注） サクラ工業株式会社及びA.I.S株式会社の他人名義所有株式数に、当社の取引先会社で構成される持株会（名称：ヤマハ発動機協力会社持株会、住所：静岡県磐田市新貝2500番地）名義の株式数は含まれていません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	1,555	1,705	1,475
最低(円)	1,322	1,384	1,088

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	199,444	205,362
受取手形及び売掛金	216,633	183,711
商品及び製品	142,135	136,308
仕掛品	43,053	37,423
原材料及び貯蔵品	40,932	39,903
その他	47,408	43,822
貸倒引当金	7,822	7,503
流動資産合計	681,786	639,028
固定資産		
有形固定資産	260,702	250,320
無形固定資産	4,239	4,247
投資その他の資産		
投資その他の資産	90,123	86,219
貸倒引当金	1,599	1,473
投資その他の資産合計	88,523	84,745
固定資産合計	353,465	339,314
資産合計	1,035,252	978,343
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	136,146	125,809
短期借入金	53,197	35,455
1年内返済予定の長期借入金	117,886	57,576
未払法人税等	9,543	8,282
引当金		
賞与引当金	13,984	8,800
製品保証引当金	28,569	28,356
その他の引当金	1,389	1,083
引当金計	43,943	38,241
その他	103,723	99,765
流動負債合計	464,441	365,131
固定負債		
長期借入金	167,535	229,410
引当金		
退職給付引当金	37,264	35,423
製造物賠償責任引当金	16,995	20,882
その他の引当金	1,283	1,529
引当金計	55,543	57,834
その他	15,837	15,156
固定負債合計	238,916	302,401
負債合計	703,358	667,533

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,666	85,666
資本剰余金	74,582	98,147
利益剰余金	235,962	199,190
自己株式	682	681
株主資本合計	395,529	382,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,926	2,719
土地再評価差額金	10,186	10,186
為替換算調整勘定	110,560	120,977
評価・換算差額等合計	98,446	108,070
新株予約権	109	102
少数株主持分	34,701	36,454
純資産合計	331,893	310,809
負債純資産合計	1,035,252	978,343

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	309,898	318,597
売上原価	241,359	245,510
売上総利益	68,539	73,087
販売費及び一般管理費	58,927	52,463 ₁
営業利益	9,611	20,623
営業外収益		
受取利息	2,404	2,171
持分法による投資利益	981	1,003
為替差益	-	2,193
その他	5,182	2,842
営業外収益合計	8,568	8,209
営業外費用		
支払利息	1,977	1,685
販売金融関連費用	15	-
その他	665	839
営業外費用合計	2,659	2,525
経常利益	15,520	26,308
特別利益		
固定資産売却益	49	88
その他	3	-
特別利益合計	53	88
特別損失		
固定資産売却損	30	28
固定資産処分損	103	139
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	552
災害による損失	-	172 ₂
その他	3	-
特別損失合計	137	893
税金等調整前四半期純利益	15,436	25,503
法人税、住民税及び事業税	7,605	8,488
法人税等調整額	1,799	1,352
法人税等合計	5,805	9,841
少数株主損益調整前四半期純利益	-	15,661
少数株主利益	2,119	2,215
四半期純利益	7,511	13,446

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	15,436	25,503
減価償却費	8,854	7,718
退職給付引当金の増減額(は減少)	744	1,432
製造物賠償責任引当金の増減額(は減少)	155	4,103
受取利息及び受取配当金	2,451	2,252
支払利息	1,977	1,685
持分法による投資損益(は益)	981	1,003
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	19	59
有形及び無形固定資産処分損益(は益)	103	139
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	552
売上債権の増減額(は増加)	27,801	23,427
たな卸資産の増減額(は増加)	2,029	4,739
仕入債務の増減額(は減少)	13,095	5,378
その他	5,963	2,322
小計	13,047	4,501
利息及び配当金の受取額	2,004	2,498
利息の支払額	2,649	1,856
法人税等の支払額	3,339	8,222
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,062	3,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	959	557
定期預金の払戻による収入	48	1,211
有形及び無形固定資産の取得による支出	6,730	12,847
有形及び無形固定資産の売却による収入	423	518
その他	415	1,794
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,802	13,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	34,392	15,116
長期借入れによる収入	3,930	1,153
長期借入金の返済による支出	26,422	6,443
自己株式の増減額(は増加)	1	0
少数株主への配当金の支払額	18	6
その他	150	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,730	9,786
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,416	1,257
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	17,407	5,504
現金及び現金同等物の期首残高	137,219	203,878
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	68	97
現金及び現金同等物の四半期末残高	154,695	198,471

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、持分法適用子会社であったMotor Center BCN S.A.、非連結子会社であったPT. Melco Indonesia及びYamaha Motor Electronics do Brasil Ltda.は重要性が高まったため、連結の範囲に含めています。 また、連結子会社であるベスク㈱は、同じく連結子会社の東洋精器㈱()を存続会社とする吸収合併により、連結の範囲から除外しています。 東洋精器㈱は平成23年1月1日付けで、東洋ベスク㈱に商号を変更しました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 連結子会社 106社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間より、持分法適用子会社であったMotor Center BCN S.A.は、重要性が高まったため、連結子会社へと異動しました。</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。 当会計基準等の適用が損益に与える影響は軽微です。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。 当会計基準等の適用が損益に与える影響は軽微です。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しています。 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していました「為替差益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しています。 なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれている「為替差益」は1,631百万円です。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっています。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は524,646百万円です。	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は515,876百万円です。
2 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。 (関係会社) あまがさき健康の森(株) 293百万円 (その他) 株式会社エンルムマリーナ室蘭 55 株式会社マリーナ河芸 10 計 358	2 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。 (関係会社) あまがさき健康の森(株) 293百万円 (その他) 株式会社エンルムマリーナ室蘭 57 株式会社マリーナ河芸 15 計 365
上記の金額には保証類似行為によるものが303百万円含まれています。	上記の金額には保証類似行為によるものが308百万円含まれています。
3 受取手形割引高は1,563百万円です。	3 受取手形割引高は1,765百万円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。	1 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。
諸給与 16,307百万円	諸給与 15,404百万円
賞与引当金繰入額 1,547	賞与引当金繰入額 1,828
退職給付引当金繰入額 1,008	退職給付引当金繰入額 1,152
製品保証引当金繰入額 3,035	製品保証引当金繰入額 4,616
貸倒引当金繰入額 2,021	
	2 平成23年3月に発生した東日本大震災による損失を計上しており、これは主として被災した資産の修繕に係る費用です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 155,705百万円	現金及び預金勘定 199,444百万円
預入期間が3ヶ月を超える 1,698	預入期間が3ヶ月を超える 1,467
定期預金	定期預金
流動資産のその他 688	流動資産のその他 494
現金及び現金同等物 154,695	現金及び現金同等物 198,471

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 349,757,784株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 661,403株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社(親会社) 109百万円

ストック・オプションとしての新株予約権のうち、当第1四半期連結会計期間末現在において第5回新株予約権及び第6回新株予約権については、いずれも権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

平成23年3月24日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、資本準備金23,814百万円、利益準備金3,775百万円を減少させ、それぞれその他資本剰余金と繰越利益剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金のうち23,565百万円を繰越利益剰余金に振替え、欠損を填補しました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	二輪車事業 (百万円)	マリン事業 (百万円)	特機事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	218,028	42,961	20,281	28,626	309,898	-	309,898
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	19,750	19,750	(19,750)	-
計	218,028	42,961	20,281	48,376	329,648	(19,750)	309,898
営業利益又は 営業損失()	10,359	1,207	5,168	3,212	9,611	0	9,611

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類及び販売市場等の類似性に基づいています。

2 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要な製品
二輪車	二輪車、海外生産用部品
マリン	船外機、ウォータービークル、ボート、プール、漁船・和船、ディーゼルエンジン
特機	四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、スノーモビル、ゴルフカー、発電機、 除雪機、汎用エンジン
その他	サーフェスマウンター、産業用ロボット、自動車用エンジン、 自動車用コンポーネント、自転車、産業用無人ヘリコプター、車椅子、中間部品

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	51,568	38,683	43,592	144,788	31,264	309,898	-	309,898
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	77,231	3,452	740	11,242	187	92,854	(92,854)	-
計	128,799	42,135	44,333	156,030	31,452	402,752	(92,854)	309,898
営業利益又は 営業損失()	3,954	4,628	1,696	15,635	154	8,594	1,017	9,611

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米 米国、カナダ
- (2) 欧州 オランダ、フランス、イタリア、スペイン、ロシア
- (3) アジア インドネシア、ベトナム、タイ、台湾、中国、シンガポール、インド
- (4) その他 ブラジル、オーストラリア、コロンビア、メキシコ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	39,043	44,992	150,929	39,837	274,803
連結売上高（百万円）					309,898
連結売上高に占める 海外売上高の割合（％）	12.6	14.5	48.7	12.9	88.7

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… 米国、カナダ

(2) 欧州 …… フランス、イタリア、ドイツ、英国、ロシア

(3) アジア …… インドネシア、ベトナム、タイ、中国、台湾、インド

(4) その他 …… ブラジル、オーストラリア、南アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高です。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、製品の種類及び販売市場等の類似性に基づき、「二輪車」、「マリン」、「特機」の3つを報告セグメントとしています。

各報告セグメントの主要な製品は以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品
二輪車	二輪車、海外生産用部品、中間部品
マリン	船外機、ウォータースピークル、ボート、プール、漁船・和船、ディーゼルエンジン
特機	四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、スノーモビル、ゴルフカー、発電機、除雪機、汎用エンジン

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	二輪車	マリン	特機	計				
売上高								
外部顧客への売上高	219,730	50,636	21,730	292,097	26,499	318,597	-	318,597
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	6,421	6,421	6,421	-
計	219,730	50,636	21,730	292,097	32,921	325,019	6,421	318,597
セグメント利益	13,286	4,202	593	18,082	2,541	20,623	0	20,623

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サーフェスマウンター、産業用ロボット、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプター、車椅子の製造及び販売を行う事業を含んでいます。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

当該会計基準等に準拠した場合の前年同四半期連結累計期間に係るセグメント情報は以下のとおりです。

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	計				
売上高								
外部顧客への売上高	220,107	42,961	20,281	283,350	26,547	309,898	-	309,898
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	6,726	6,726	6,726	-
計	220,107	42,961	20,281	283,350	33,274	316,625	6,726	309,898
セグメント利益又は損失()	11,878	1,207	5,168	7,917	1,693	9,611	0	9,611

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サーフェスマウンター、産業用ロボット、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、自転車、産業用無人ヘリコプター、車椅子の製造及び販売を行う事業を含んでいます。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	851円00銭	1株当たり純資産額	785円61銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	26円28銭	1株当たり四半期純利益金額	38円52銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	26円28銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	38円51銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	7,511	13,446
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,511	13,446
普通株式の期中平均株式数(株)	285,849,295	349,096,688
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,766	19,642
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成22年5月28日取締役会決議ストック・オプション(株式の数56,500株)は、希薄化効果を有することとなりました。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月2日開催の取締役会において、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行を決議し、その払込手続が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月13日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。